

# 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正（案）について

千葉県総務部市町村課

## 1 改正理由

不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）の改正<sup>※</sup>により、都道府県知事の権限が強化され、景品表示法の規定に違反した事業者等に対し、都道府県知事が行うこととされていた事務が変更されることとなったため、住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例（以下「条例」という。）で定める住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の利用事務の規定の改正を行うものである。

※不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）

## 2 改正内容

### （1）改正前

#### ア 都道府県知事が行う事務

- ・景品表示法で制限又は禁止する事項に違反した事業者に対する、違反行為の取りやめ等の指示（改正前同法第7条）
- ・同法第7条の指示に従わない場合、内閣総理大臣に適切な措置をとることの請求（改正前同法第8条第1項）
- ・事業者に対する景品類や表示に関する報告の徴収及び立入検査等  
（改正前同法第9条第2項）

#### イ 条例による住基ネットの利用事務の内容（条例別表第一第三十一号）

上記アの指示、請求、報告の徴収及び立入検査等の対象となる者の氏名又は住所の確認

### （2）改正後

#### ア 都道府県知事が行うこととなる事務

- ※都道府県知事が行う事務は、消費者庁長官から委任されて行う（同法第12条第11項）。
- ・事業者が行っている商品等に関する表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料提出の要求（改正後同法第4条第2項）
- ・同法で制限又は禁止する事項に違反した事業者に対する措置命令  
（改正後同法第6条）
- ・事業者に対する業務や財産に関する報告の徴収及び立入検査等  
（改正後同法第9条第1項）

- イ 条例による住基ネットの利用事務の内容(条例別表第一第三十一号の改正)  
上記アの資料の提出の要求、措置命令、報告の徴収及び立入検査等の対象となる者の氏名又は住所の確認

### 3 住基ネットの利用

(1) 住基ネットを利用する所属及び操作者

環境生活部生活安全課の職員(条例改正前と変更なし)

(2) 住基ネット利用件数(見込み)

年間数件

### 4 条例の施行期日

平成27年6月1日(予定)